



国総海第58号
平成23年12月6日

社団法人
日本船舶品質管理協会専務理事 殿

国土交通省総合政策局
海洋政策課長



一般海域における燃料油の硫黄分濃度の基準の改正について（通知）

バルティック海海域及び北海海域以外の海域を航行する船舶が使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準については、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書附属書VIの規定に基づき、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成45年法律第136号）（以下、「海防法」という。）において規制しています。

今般、上記の基準の改正が平成24年1月1日より施行されることとなり、別添のとおり海防法施行令を改正しましたので、つきましては、運用に当たり遺漏なきようお願いいたします。

（本件に関する連絡先）

国土交通省総合政策局海洋政策課

田中 嘉郎

TEL : 03-5253-8267（直通）



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の 一部を改正する政令について

平成23年12月
国土交通省
総合政策局海洋政策課

1. 背景

平成20年10月に行われた第58回海洋環境保護委員会（MEPC58）においてマルポール条約附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）の改正案が採択され、一般海域を航行する船舶の燃料油中に含まれる硫黄分濃度の基準が改正された。

今般、その適用日を迎えることとなり、これを国内法において担保するための改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

バルティック海海域、北海海域以外の海域において船舶で使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を4.5%以下から3.5%以下に改める。

（第11条の10第2項関係）

3. スケジュール

公 布：平成23年12月 2日（金）

施 行 期 日：平成24年 1月 1日（日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（燃料油の品質の基準等） 第十一条の十（略）</p> <p>2 法第十九条の二十一第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 硫黄分の濃度が次の値以下であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 前項の表第三号に掲げる海域で使用する燃料油にあつては、質量百分率三・五パーセント</p> <p>二（略）</p>	<p>（燃料油の品質の基準等） 第十一条の十（略）</p> <p>2 法第十九条の二十一第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 硫黄分の濃度が次の値以下であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 前項の表第三号に掲げる海域で使用する燃料油にあつては、質量百分率四・五パーセント</p> <p>二（略）</p>